

平成22年度幼稚園・保育園の入園希望(新規)の方を対象に入園手続きの説明会を開催します

平成22年4月から幼稚園・保育園に入園を希望される児童の保護者を対象に、次の日程で入園手続きの説明会を開催します。新規に入園を希望される方は必ずご参加ください。(※参加の申込みは必要ありません。)

対象地区	会場	日時	駐車場	問い合わせ
千 畑	なかよし園 幼稚園遊戯室	12月18日(金) 午後1時30分～	役場千畑庁舎 駐車場	☎85-3115
六 郷	わくわく園 保育園遊戯室	12月17日(木) 午後1時30分～	六郷体育館・六郷保健センター 駐車場	☎84-0023
仙 南	すこやか園 子育て相談室	12月22日(火) 午後1時30分～	役場仙南庁舎 駐車場	☎83-2100

入園の対象となるのは以下の児童です。詳細は説明会でご説明します。

幼稚園 ● 平成16年4月2日～平成19年4月1日生まれの児童

保育園 ● 平成16年4月2日～生後8週間を経過した児童で、両親および同居している親族等が次の事情により、保育できないと認められる児童

- ①【家庭外労働】日常的に家庭の外で仕事をしている。
- ②【家庭内労働】家庭の中で児童と離れて仕事をしている。
- ③【母親出産等】母親の妊娠、出産等。
- ④【病 気 等】病気や負傷、心身に障がいを持っている。
- ⑤【病人看護等】家庭に長期にわたる病人や心身に障害を有する人がいるため、常時介護にあっている。
- ⑥【そ の 他】

 町教育委員会幼児教育課 幼児総務班 ☎0187(84)1112

みんなで歌って踊ろう!
アンパンマン劇場もあるよ!!
お楽しみに。



美郷町にサンタさんがやってくる!

子育て支援 クリスマス楽しみ会

保育園・幼稚園に入っていないお友だち
子育てを頑張っているお家の方、一緒にクリスマスを楽しみましょう!!

日時 12月16日(水)
午前10時～

場所 仙南公民館

六郷地区・千畑地区の方々は、バスを運行します。

9:15 なかよし園発 → 9:35 六郷保健センター発 → 9:50 仙南公民館着

※参加する方は準備の都合上、12月9日(水)まで各園にお知らせください。

「ひまわり広場」
なかよし園 ☎85-3115

「あそびにおいで」
わくわく園 ☎84-0023

「ひだまり」
すこやか園 ☎83-3075

家屋を取り壊したときは届出が必要です

次のようなことがあったときは「家屋異動届出書」を提出してください。

- ①住宅やその他の建物の全部または一部を取り壊したとき
- ②登記されていない建物の売買・相続等により、所有者を変更したとき
- ③10㎡程度の小規模な増築、改築をしたとき

※「家屋異動届出書」は税務課に備え付けてありますので、異動の事由が発生したときにその都度提出してください。

※家屋に対する課税は、毎年1月1日が基準日になっていますので、年の途中で所有者、床面積等が変更になってもその年の1月1日現在の所有者、面積等に課税されます。

毎年1月1日は
固定資産税の
課税基準日です

税務課では、土地や家屋の調査のため関係者の敷地内に立ち入ることがありますのでご協力をお願いします。



役場(千畑庁舎)税務課 ☎0187(84)4902(内線2104、2106)

12月28日(月)は、町県民税(4期)・国民健康保険税(6期)・後期高齢者医療保険料(6期)の納期限(口座振替日)です

●納め忘れがないかご確認ください。

科目等	納期限(口座振替日)
	12月28日
町県民税	4期
国民健康保険税(普通徴収)	6期
後期高齢者医療保険料(普通徴収)	6期

●口座振替を希望される方は、次の取扱い金融機関でお申込みください。

申込みの際は通帳と金融機関へ届出している印鑑が必要です。

- ・秋田銀行 ・北都銀行 ・羽後信用金庫
- ・J A秋田おほこ ・J A秋田ふるさと
- ・ゆうちょ銀行

税の納付がどうしても困難なときは、お早めにご相談ください。



役場(千畑庁舎)税務課 ☎0187(84)4902

●町税などの納付には、口座振替がとても便利です。

下記の支払いで、口座振替が利用できます。

- ①町税 ②簡易水道使用料 ③下水道使用料
- ④農業集落排水施設使用料 ⑤住宅使用料
- ⑥保育園保育料 ⑦児童クラブ利用料
- ⑧幼稚園授業料 ⑨学校給食費
- ⑩下水道受益者負担金

【口座振替のメリット】

- ◎料金のお支払いに出向く手間がはぶけます。
- ◎支払いのうっかり忘れがなくなります。
- ◎支払いの用紙を紛失してしまう心配もなくなります。
- ◎手数料もかかりません。

～介護保険事務所からのお知らせ～

居宅介護福祉用具の購入費が支給されます

居宅で介護を受けている方が、特定福祉用具(介護保険で対象となる5品目)を購入したとき、申請により購入費用の9割分を介護保険から給付します。

申請にあたって、申請書、領収書及び購入した福祉用具のパンフレット(写しでも可)が必要となります。申請の受付は、介護保険事務所のほか、大仙市役所、仙北市役所、美郷町役場(各支所を含む)の介護保険担当窓口でも行っています。

なお、都道府県により販売事業者が指定されています。指定を受けていない事業者から購入した場合は給付の対象とはなりませんので、注意してください。指定事業者については、介護保険事務所に問い合わせるか、直接販売店に確認してください。

◎対象者

要介護認定・要支援認定を受けている方(施設入所者は除く)

◎特定福祉用具

腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分

※限度額は年度あたり10万円までです。

同一年度内に同一種目の特定福祉用具を2つ以上購入することはできません。



介護保険事務所 保険指導班
☎0187(86)3911